

厚木市障がい者福祉計画(第7期)の施策体系図【計画の期間:令和6年度~令和8年度】

〈将来像〉 誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会



●→新規及び重点事業

障害福祉計画

○計画相談支援

障害児福祉計画

○障害児相談支援
○児童発達支援 ○保育所等訪問支援
○居宅訪問型児童発達支援
○放課後等デイサービス ほか

○就労移行 ○就労
○就労定着 継続
●就労選択

○地域移行支援
○地域定着支援
○自立生活援助

○同行援護
○行動援護
○移動支援

○居宅介護 ○重度訪問介護
○短期入所 ○療養介護
○生活介護 ○共同生活援助
○施設入所支援 ○日中一時支援 ほか